

検討委員会の趣旨

(まちづくり支援事業等の趣旨)

まちづくり支援事業等は、主として航空機騒音問題への対応策の一つとして実施するもので、主に自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響によって周辺地域の住民の生活や事業活動が著しく阻害されている場合において、地方公共団体が、住民の需要及び防衛施設の存在、自然環境、歴史、文化等の地域の特性を踏まえつつ、その障害の緩和に資する施設の整備を通じて防衛施設の存在を前提としたまちづくりを行う場合に、国がその費用の一部を補助し、防衛施設の存在に対する住民の理解を深めることで、防衛施設とその周辺地域との調和を図る。

(補助対象となる地方公共団体)

周辺地域の住民の生活等に与える障害が著しい防衛施設が所在する地方公共団体(原則として法第9条第1項に基づき特定防衛施設関連市町村に指定された地方公共団体に限る。)とし、過去においてまちづくり支援事業による補助を受けたことがあるものを除く。

(まちづくり構想策定支援事業の採択)

- (1) 防衛施設が存在するという地域の特徴を活用し、自衛隊員、米軍人等と防衛施設の周辺地域の住民との文化の交流又は地域における防災等のための活動の促進を企図したまちづくり
- (2) 飛行場周辺において法第5条第2項の規定に基づき国が買い入れた土地の活用を前提としたまちづくり
- (3) 防衛施設周辺の市街地又は市街化しつつある地域の活性化又は住民の生活環境の改善につながるまちづくり
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防衛大臣がまちづくり支援等の趣旨に合致するまちづくりとして特に認めるもの

○補助事業の経緯

平成14年度に、防衛施設庁(現防衛省)が「防衛施設周辺まちづくり計画事業補助金交付要綱」を改正し、「防衛施設の存在を活用した地域振興計画など防衛施設を前提としたまちづくりのための総合的な計画」を策定する事業に対し90%の補助金を適用することになり、さらに、計画に位置付けられた施設整備に対し、75%の補助金を交付する方針が示された。

○財源構成イメージ

基本構想等	国庫補助金 (90%)	一般財源 (10%)
設計、工事	国庫補助金 (75%)	市債 (18.75%) 一般財源 (6.25%)